

平成二十三年環境省令第三十七号

除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十五条第一項第四号の規定に基づき、除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

附 則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。